

## 優秀修士論文概要

## ディートリッヒ・ボンヘッファーにおける信仰と行為

逢坂 暁 乃

本論文の目的は、信仰することと、信仰に基づいて現実において行為することの関係について探究することである。特に、行為なしに信仰は成り立たないのか、行為と信仰が密接に結びついているのだとしたらそれはどのようになのかという問題を探究する。この問題を検討するために、本論文ではディートリッヒ・ボンヘッファー（1906～1945）の思想を扱った。ボンヘッファーはナチズムへの抵抗運動で知られる神学者だが、抵抗運動においてもキリスト者という立場を崩すことはなかった。つまり、ボンヘッファーは信仰において行為し続けたのであり、その行為は常に信仰に支えられ続けていた。ボンヘッファーは行為せず、現実の社会問題に関わらず、単に信仰するキリスト者という道を選ぶことはなかった。一方で、ボンヘッファーはキリスト教の教義に反するよう見える、暗殺計画のような暴力的な行為さえ辞さない抵抗運動に参加した人物でもある。ボンヘッファーにおける信仰と行為の結びつきは決して単純ではない。

本論文は初期にあたる1931年に刊行された講師就任論文『行為と存在：組織神学における超越論哲学と存在論』と後期ボンヘッファーが現実の社会問題を念頭において書いた草稿をまとめた『倫理』を取り扱った。これにより、ボンヘッファーの思想において初期神学が後期倫理にどのように反映されているのかということの特に「行為」に着目して検討することで、信仰と行為の問題を探究することを目指した。本論文では、『行為と存在』における行為概念、行為概念と対置されている存在概念の検討を中心に、ボンヘッファーの初期神学における行為を考える。そして、『倫理』で語られるボンヘッファーの信仰や倫理と行為との関係に初期神学の行為がどのように反映されているかを検討する。

本論文の構成は、以下の通りである。第一章では、『行為と存在』における行為概念と存在概念の検討を行い、ボンヘッファーの初期神学における行為を明らかにする。第二章では行為概念と存在概念が現実の問題を扱うにあたってどう関わるのかについて論じるために、『行為と存在』における良心を検討する。第三章では『倫理』の中でボンヘッファーが倫理的なことやキリスト教的なことを語るうえで、ボンヘッファーの現実に対する意識について論じる。最後に第四章にて、行為が信仰に対してどのような意義があるのか、ボンヘッファーの現実における問題への向き合い方をもとに考え、結びとする。

第一章第一節では、超越論哲学と存在論にまつわるボンヘッファーの試論について論じた。ボンヘッファーは超越論哲学と存在論に共通の問題点を指摘する。両者の限界は、神によってのみ設定されなくてはならないにもかかわらず理性自身が理性の限界を設定してしまっている点と、そしてどちらも自己は神を通して理解されなくてはならないにもかかわらず自己自身から自己を理解する自己閉鎖に陥ってしまう点である。第二節では、啓示における行為概念を論じた。行為概念による啓示解釈においては、神の純粋な行為を具体的な行為のうちでとらえるものとしての啓示が想定される。しかし、神の行為を人間の行為において受け取るということだけでは、啓示を与える絶対的な主体としての神を考えること

ができないためにこれは不十分である。一方第三節では、啓示における存在概念を論じた。存在概念から啓示を解釈した際には、人間の行為や認識に関わるものではなく、ただ外部の対象としての啓示があらわれる。しかし、啓示解釈を存在として人間の先に置いてしまい、人間の行為や実存と関わらないものになってしまうためにこれも不十分である。第四節では、行為と存在の統一としてあらわれる〈～における存在〉、特に〈教会における存在〉について論じた。教会の内で人間は信仰するという行為によって存在を獲得する一方、その信仰は既にキリストに与えられた存在によって行われるものである。こうして〈教会における存在〉は行為と存在を統一するとボンヘッファーは考えた。『行為と存在』における行為は、神学的な概念として最終的に存在と統一される。

第二章第一節では、アダムにおける良心、つまり〈アダムにおける存在〉としての人間が持つ良心を検討した。これはすなわち罪人における良心、罪を負うものとしての人間が持つ良心である。ここでは、人間自身が自らの罪に気付くことさえ〈アダムにおける存在〉として、信仰において考えられなくてはならないとされる。アダムにおける良心は、被造物という限界の内で罪を通して自己把握する良心であり、これがキリストへと向かう契機となる。第二節では、キリストにおける良心、つまり〈キリストにおける存在〉としての人間が持つ良心を検討した。これにより人間は自己把握を超えてキリストの中に新しい自己を見出す。徹底してキリストに向かうことで、むしろキリストに赦されることとしてのみ自らの罪を、自己を見るのである。初期神学においては、良心は罪を把握し、神の啓示を受け取るものであり、最終的にはキリストへの純粋な志向性として考えられていた。

第三章以降は『倫理』を取り扱うが、第一節では草稿「キリストと善」の中で、現実における善をボンヘッファーがどのように考えていたのか、及びボンヘッファーの現実理解について検討した。「キリストと善」では、ボンヘッファーは現実ということを理解するうえで、神の究極的な現実という現実像を想定しており、この神の現実と私たちが生きる現実との関わりに善を見出していた。この時、私の現実ではなく神の現実を考えることが、むしろ私の現実を生きることとなる。第二節では、草稿「歴史と善」における〈現実に対する即応性〉について論じた。ここでは、ボンヘッファーの考える現実理解、現実に即応するということに見出される「責任」が検討された。そして、時間性と空間性を持つ被造物たる人間が現実を生きているという限界と、他者もまた責任を持つという限界、これらの限界を理解しながら行動しなくてはならないという限界の重要性を論じた。

第四章第一節では、現実を生きるうえでの良心と、そこから考えられる責任について検討した。『倫理』での良心は自己の実存の一致を呼びかける声であり、それゆえに良心において罪や責任を引き受けることを求める。この良心はキリストにおいて完成する。第二節では、草稿「教会と世界」を取り扱い、教会に生きる人間のキリストへの回帰について検討した。ここでキリストの要求の〈全体性〉と〈排他性〉を考慮を通して、キリスト教文化を離れてもなお根源をキリストとして語ることにボンヘッファーの思想は最終的に向かう。第三節は、草稿「主題としての『倫理的なこと』と『キリスト教的なこと』」から、ボンヘッファーが〈倫理的なこと〉と〈キリスト教的なこと〉との関係をどのように考えていたかを検討した。ボンヘッファーは〈倫理的なこと〉は人間の具体的な生活と結びつけられており、それゆえに必ず時と場所という限界のもとで考えなくてはならないと主張した。そして〈倫理的なこと〉を語るにあたっての根本的で唯一の権能としての神、及び〈神の戒め〉について論じる。〈神の戒め〉は具体的な要求として人間の生活に関わるものである。最後に第四節で、草稿「神の愛と世界の墮落」の「行為」という箇所を取り扱い、ボンヘッファーが『倫理』の段階で行為をどのように考えて

いたのかを検討した。ボンヘッファーはキリストにおいて神の意志に従うということは行為することにこそあると、行為の重要性を強く主張した。人間自身が行為の善悪を裁けると考えるような態度を否定し、行為することにこそ信仰があり、かつ、人間の行為は徹底して神やキリストのもとでなされなければならないとボンヘッファーは考えた。

以上の検討から、ボンヘッファーの思想において一貫している点として、キリストとの関わり・被造物たる人間の限界・具体的な現実という三つの点を本論文では指摘した。第一にキリストとの関わりに関する意識についてだが、ボンヘッファーは常にキリストという人間と神との媒介となる者を語り落とすことはない。『行為と存在』では〈キリストにおける存在〉として生きることが最終的に目指されなければならないということが語られた。『倫理』でも、現実を理解するにあたって、行為するにあたって、キリストにおいてということが常に考え続けられていた。第二に、ボンヘッファーは被造物たる人間の限界ということを常に念頭に置いていた。『行為と存在』では、この被造物たる人間の限界は人間の自己閉鎖を批判し続けることにあらわれている。〈～における存在〉として人間を理解するのも、人間が被造物であり限界があるからである。『倫理』でも人間の限界に対する意識は非常に強い。現実を考えるにせよ、倫理的なことを考えるにせよ、人間の限界、時間性や場所性を重視する。そして被造物たる人間の限界ということをふまえて、第三に、ボンヘッファーは一貫して具体的な現実を生きるということを重視した。これは『行為と存在』では後期ほど強調されないものの、歴史的状況をふまえることや、実存を論じることを通して人間の主体性を重視することに具体的な現実への意識が伺える。そして『倫理』では、具体的な現実の重視が明白に表れることとなる。

ボンヘッファーにおける信仰と行為は、徹底して神やキリストとの関わりの中で人間を語りながらも、同時に具体的な現実を生きると考えるということにある。ボンヘッファーは徹底的にキリスト者であるからこそ、徹底的に具体的な現実と関わらなくてはならないと考えていた。このような信仰と行為についての思想こそが、ボンヘッファーをナチズムへの抵抗運動に至らせたのである。

## 優秀修士論文概要

## 自由意志と実践理性

渡 辺 浩 太

本論文は、西洋哲学における、人間の実践理性に基づいて自由意志概念を考察する潮流について研究した論文である。特に、カント哲学と現代英米哲学におけるそうした潮流を探求の対象としている。理性的行為者としての人間が持つ実践理性という能力と、道徳的行為の帰責の根拠として要求される自由意志概念を関連付けて論じる哲学が、一般にどのような利点や困難を抱えているのかを明らかにすることが、本論文の最終的な目的である。

第一章では、本論文が研究対象とする実践理性に基づく自由意志説の輪郭を明らかにしている。こうした学説は現代英米哲学においては、他行為可能性原理を表現する条件文、「行為者が他の仕方で行うことを欲する、意図する、選択するならば、行為者は他の仕方で行ったであろう (she would have done otherwise)」の前半部分を分析することから生じてきたと考えることができる。行為者が真に欲することや意図すること、選択することは、行為者が理性的であるならば欲する、意図する、選択することであると考えられたからである。しかし、このような自由意志説は行為者の合理性に重きを置くことで、一般的に二つの困難を抱えることになる。それが、「動機付けに関する内在主義」と「意志の弱さ」の問題である。合理的な判断が自由意志を導くならば、行為者が自由に行うためには、合理的な判断がそれだけで行為の動機を生み出す必要がある。これは動機付けに関する内在主義と呼ばれる立場だが、現代的にはこの立場は、動機は行為者が初めから有していた欲求に基づかなければならないというヒューム主義との間に論争を抱えている。また、合理的な判断に基づく行為のみが自由なのだとしたら、合理的な判断を下しつつも、しかし怠惰からそれに従うことができないという意志の弱い行為者は自由に行っていないのだということになる。しかし、一般に意志の弱い行為者には行為の責任が帰せられる。自由意志が行為の帰責の根拠なのだとしたら、意志の弱い行為者は自由に行っていないという結論は直観に反することになるのである。

こうした問題整理を終えた後で、第二章では具体的にカント哲学がいかにして自由意志概念を確保したのかを精査している。カント哲学においてこのことを理解するためには、『実践理性批判』における理性の事実 *»ein Factum der Vernunft«* 論を適切に解釈する必要がある。そこで、この章では先行研究に見られる理性の事実解釈の問題点を提示した後で、理解可能な導出の道筋を先に検討し、そのような推論が妥当性を持ち得ることを示した。まず、先行研究としてはヴィラシェックによる解釈を、理性の事実を強く読む解釈、ガルヴィンの解釈を、弱く読む解釈として対置し、それぞれの問題点を提示した。前者においては、理性の事実として指示される「根本法則の意識」が理性的存在者に普遍的に期待するには強すぎ、後者においては理性の事実論を通じて得られる自由意志概念が、議論に期待されているものとしては弱すぎるということが問題であった。これに対する理解可能な戦略としては、実践的な理性的行為者が必然的に持つと思われる前提から、実践的推論のみを用いて根本法則に対する拘束力を獲得

するという解釈がある。そこで、バイレベルトとデュベルの所説を援用し、理性的存在者が実践的な観点に立つ者として自らを了解する限りで意識せざるを得ないことを、実践的コミットメントという概念で表現することでこの解釈を擁護した。

第三章では、前章で得られたカントの自由意志概念が第一章で提示した二つの困難に対してどのような解決策を持ち得るのかを論じている。まず、「動機付けに関する内在主義」の問題に関しては、現代に一つの立場としてしばしば定式化されているカント主義を超えて、本来的なカントがどのような立場を取ると考えられるのかを検討した。ここでは、カントがそもそも現代的な信念と欲求の二区分に従っていないことが確認された後で、道徳的判断、動機、意志作用という三つの段階を区別することで、動機を取り込むという段階に際して行為者に自由の余地を残すことを可能にしているという特徴が明らかにされた。次に「意志の弱さ」の問題に関しては、まずカントが意志の弱さを無能力として捉えていることを確認した。ここからは、カント倫理学においては善と悪に向かう自由がそれぞれ非対称に考えられていることがわかる。この非対称性は、意志の弱い行為者は自発的に行為してはいるが、自由に行っているわけではないという事情と軌を一にしている。すなわち、カントは自由ではないが任意に行う能力として選択意志を設定することで、自由意志と意図との間の隔絶を表現しているわけである。

第四章では、翻って現代英米哲学における実践理性に基づく自由意志説を概観している。ここでは特に、こうした見解の一つの成熟した形としてディスポジション主義を想定し、この学説に至るまでの展開と、この学説の持つ特徴を示している。まず、理性を重視する立場の哲学説としては、スーザン・ウルフの理性説が挙げられる。この立場は、フランクファートやワトソンの流れを汲む真の自己説や、他行為可能性原理を軸とする自律説から発展したものである。ウルフは、自由意志に表現される柔軟性は理性の環境に対する反応しやすさが表現していると考えている。しかしこの立場は、行為者が悪い行為をした場合の責任を上手く説明できない。理性説に則りながらこの困難を上手く回避するためには、理性に基づいて推論し、行為するという行為者の能力に関する適切な分析が求められる。ヴィヴェリンのディスポジション主義は、まさにこうした能力を、行為者の持つ諸特性を基盤として構成される能力として考える見解である。この立場によれば、実際にある能力が発揮されていなかったとしても、その能力の基盤としてのディスポジションが脅かされていない限り、その能力の存在を保証することができ、すなわち、「そうしないこともできた」という他行為可能性原理が擁護され得るのである。一般に、他行為可能性原理はフランクファートによって道徳的責任とは関係のないものと示されたとされる。フランクファートは、現実に他の行為をすることができなかつたらう行為者についても、人が責任を問うような事例を提示した。しかしディスポジション主義は、このような事例においても、実際には他行為可能性が失われていないということを明らかにする。このように、発揮されずとも存在する能力として自由意志概念の条件が維持されることで、悪い行為に関しても道徳的責任を帰属させることが可能になるのである。

第五章では、第四章で検討したディスポジション主義に依拠する自由意志説を駆使して、実践理性に基づく自由意志論が抱える二つの困難の解決が試みられる。初めに、マイケル・スミスによるこの二つの問題に対するディスポジション主義的説明が提示される。彼は、「望ましい欲求」という概念を分析することで、完全に理性的な行為者が持つことを促すような欲求を現実の行為者が持たなければ不合理であると主張し、同時に、こうした欲求を持つ能力を有しながら、それを発揮しない行為者として意志の弱い行為者を定義する。しかし、このような定義には、意志の弱さの事例に含まれる行為の主體的な

## 自由意志と実践理性

発揮の「失敗」という側面を上手く説明できないという問題がある。これに対してワトソンは、意志には行為を選択する執行的な役割が要請されるとして、素朴な内在主義を斥けつつ、理性的行為者は行為が長期的に合理的なものになるように調整するとして、素朴な外在主義をも斥けるという立場を展開している。また、意志の弱さを自己制御の失敗と考えることで、スミスと異なり、問題の時点において行為者は強い欲求に抵抗することができなかつたと主張する。こうした批判を踏まえて本章では最終的に、「意志の弱さ」に関して理性的行為者が持つべき能力が、「ある共同体における通常の自己制御の能力を習得し、維持する能力」として定式化される。そして、この定式が実際にどのように適用されるかが検討されている。

最後に第六章では、これまで論じてきた自由意志説の二つのヴァージョンを比較・検討している。まず、時代背景の異なる二つの学説を比較・検討する条件として、それぞれが自由意志概念に関して共通する前提を有する必要があるということが論じられる。そして、両見解の問題構成に関する共通点や、困難を解消するに際しての相違点を考慮することで、両見解に共通する前提として、「実践的観点から思考し、行為する行為者は一般に自由意志を有すると考えられる」という直観への訴えかけが提示される。カントは自由意志概念の導出を、実践的観点に特有のコミットメントに結び付けて論じ、ワトソンやウルフは、何らか理性的判断に従って行為する能力に自由意志の可能性を見出しているからである。最終的には、上記の直観を二つのヴァージョンの共通点と捉えることで、両者の相違点が、この直観をどのように捉えたかの相違として整理される、ということが示される。つまり上記の直観を、「そのような行為者は何でも自由に行為することができる」、と未規定性に重点を置いて解釈するならば、デイスポジション主義に見られるような、行為者の客観的な能力に定位した三人称的な説明が求められるのに対して、「そのような行為者は自分で行為を規定することができる」、と自己決定性に重点を置いて解釈するならば、ワトソンが指摘し、カントが示したような、意志に執行的な役割を認める主観的で一人称的な説明が求められることになるのである。